

格付け委員会グループの評価に対する調査チーム代表のコメント

平成 28 年 2 月 26 日、「第三者委員会報告書格付け委員会」との名称のグループ（以下「格付け委員会グループ」という。）が、東洋ゴム工業株式会社（以下「東洋ゴム」という。）から依頼を受けた『免震積層ゴムの認定不適合』に関する社外調査チーム（以下「本調査チーム」という。）が作成した平成 27 年 6 月 19 日付け調査報告書（公表版）（以下「本調査報告書」という。）について、「格付け」なるものを発表した。それについての、本調査チーム代表である弁護士小林英明の見解は以下のとおりである。

1. 本調査チームは危機対応型の調査チームであり、ガイドライン準拠型の第三者委員会ではない。

本調査チームは、平成 22 年 7 月 15 日付け日本弁護士連合会策定の「企業不祥事における第三者委員会ガイドライン」（平成 22 年 12 月 17 日改訂）（以下「ガイドライン」という。）に準拠したものでなく（その旨は本調査報告書に明記している）、かつ委員会形式をとらず、非委員会形式（調査チーム形式）をとっている。これは、調査開始時に「調査に関する一切の権限を本調査チームに委任する旨の合意」を東洋ゴムから得ることにより、調査における独立性を確保した上で、重大な不祥事に直面し深刻な危機に陥りかけていた東洋ゴムが行う緊急危機対応に資するための調査を、迅速に遂行するためである。このような本調査チームの形態に照らし、格付け委員会グループが本調査報告書を評価の対象とすることは不適切である。

なお、企業不祥事の調査主体には様々な形態があり、不祥事の段階・内容などによって、適切な調査主体の形態は異なるものである。この点、製品の早期回収等の緊急危機対応を必要とする不祥事の場合、ガイドラインに全面的に準拠する第三者委員会（以下「準拠型第三者委員会」という。）を設置し、調査主体と企業との間で情報遮断が生じてしまうと、企業の緊急危機対応が大混乱に陥った上、一般使用者等の企業外の第三者に危険が及ぶなどの重大な弊害が指摘されているところである。本調査チームは、上記形態をとったことにより、準拠型第三者委員会ではなし得ない成果をなし得たと考えている。

2. 評価基準が妥当ではない。

格付け委員会グループの中心となっているメンバーらは準拠型第三者委員会を理想の調査主体とし、ガイドラインに準拠することが適切であるとの前提に立って評価を行っている。しかし、そのガイドラインの諸条項の妥当性については種々の疑問点が指摘されている上、前述のとおり、本調査チームはそれに準拠しないことを明言して調査を行い、その旨を本調査報告書に明記している。このような調査報告書について、ガイドラインを評価基準として評価することに、合理性を見出すことは困難である。

3. 評価者には公正性が求められる。

弁護士として、企業不祥事の調査案件の受任、不正調査の実施、調査報告書の作成などの弁護士業務を行っている者にとり、他の弁護士が関与、作成などした調査報告書は、いわば利害関係を有するものといえる（他の弁護士が関与などした調査報告書が高い評価を得ることは、自らが関与などした調査報告書の評価に影響を与えかねないからである。）。そのため、このような弁護士が、格付け委員会グループのメンバーとなっていれば、評価の公正性について、疑問が生じ得る。格付け委員会グループは、「委員の公正中立性を確保するため、対象となる事案に何らかの関係性がある委員は評価のプロセスには一切関与しないこととします。」としているが、このことのみをもって、疑問は解消されるとは到底いえない。

以 上

平成 28 年 3 月 1 日

弁護士 小林 英明

電 話： 03-6889-7105

FAX: 03-6889-8105

hideaki_kobayashi@noandt.com